

確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル原則一括法」という。）が令和5年5月19日に成立し、書面の特定の場所への掲示等を義務付ける規制（以下「掲示規制」という。）である、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）における確定拠出年金運営管理機関（以下「運管」という。）が行う営業所への標識の掲示について、新たに電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとされた。

- 当該公衆の閲覧に関する具体的な方法や対象範囲などについて主務省令で定めることとされたことから、今般、所要の規定の整備を行う。

- また、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年政令」という。）において、個人型確定拠出年金拠出限度額（以下「拠出限度額」という。）の見直しがなされたところであり、運管の事務負担を軽減させるため、DC法第102条に規定する業務報告書に係る様式について、簡素化を図るための改正を行う。

2. 改正の概要

（1）掲示規制関係

- デジタル原則一括法による改正後のDC法第94条第1項の標識について、自動公衆送信による公衆の閲覧に供することを要しない場合は、
 - ① 個人型確定拠出年金の申出受理業務を行っていない場合であって、かつ、運営管理業務を提供する加入者等の数が100人未満である場合
 - ② 運管又はその関係会社（グループ企業）以外の企業型年金に係る運営管理業務を行わない場合のいずれかに該当する場合とする。

- デジタル原則一括法による改正後のDC法第 94 条第 1 項の自動公衆送信による公衆の閲覧は、運管のウェブサイトへの掲載により行うこととする。
- 標識掲示のデジタル化に関する運管の取組状況を行政が把握する観点から、運管について、毎事業年度終了後 3 月以内に、デジタル原則一括法による改正後のDC法第 94 条第 1 項の規定に基づき標識を掲載している標識を自ら管理するウェブサイトに掲載しているウェブサイトのアドレス（上記①又は②に該当する運管にあっては、その旨）を主務大臣に報告することを義務づけることとする。
- 様式第 7 号において、運管が運営管理業務を提供している加入者等の人数を報告することとする。

（2）令和 3 年政令関係

- 様式第 7 号における「26. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況」において報告を求めている現行の区分のうち③及び④について、拠出限度額の見直しがなされたことを受けて、以下のとおり見直すこととする。
 - ・ ③第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（令第 36 条第 3 号又は第 4 号に該当する者（企業型年金加入者に限る。））
 - ・ ④第二号加入者であって、他制度加入者であるもの（③以外のもの）（令第 36 条第 4 号に該当する者（③に該当する者を除く。））

（3）その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設ける。

3. 根拠条項

DC法第 89 条第 2 項、第 102 条及び第 116 条
デジタル原則一括法による改正後のDC法第 94 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 : 令和 5 年 12 月（予定）
施行期日 : デジタル原則一括法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日（予定））
ただし、2（2）は公布の日